

2026年5月14日

各位

上場会社名	株式会社	アマダ
代表者	代表取締役 社長執行役員	山梨 貴昭 (コード番号 6113 東証プライム)
問合せ先	取締役上席執行役員 経営財務担当	三輪 和彦
電話番号	0463-96-1111 (代表)	

監査等委員会設置会社への移行に伴う 業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ

当社は、2026年2月12日に公表いたしました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、2026年6月26日開催の第88期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）で承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

これに伴い、当社は、本日開催の取締役会において、2024年度に当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象に導入した業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）につき、当社の取締役及び執行役員（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下総称して「対象取締役等」という。）を対象として継続及び一部改定することに関する議案を本株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

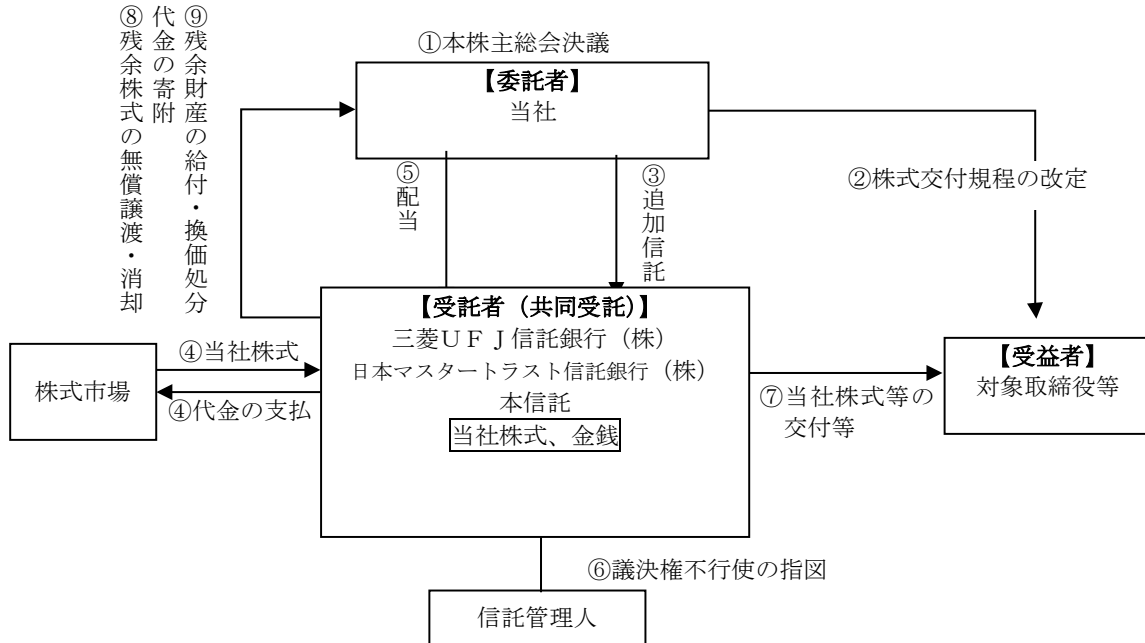
記

1. 本制度の継続

- (1) 当社は、2026年5月14日に公表した中期経営計画に基づく成長戦略の実現に向けて、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）に加えて、取締役を兼務しない執行役員（国内非居住者を除く。）を本制度の対象とし、対象取締役等の報酬における株式報酬の割合を高め、対象取締役等の報酬を市場競争力のある水準とすることで、当社の中長期的な企業価値の向上に対する貢献意欲を高めるとともに、自社株式の保有を促進し株主の皆さまとの利害共有意識を一層高めることを目的として、本制度を一部改定のうえ継続いたします。
- (2) 本制度の継続及び一部改定は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用しています。B I P信託とは、米国のパフォーマンス・シェア (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、B I P信託により取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を業績目標の達成度等に応じて、交付または給付（以下「交付等」という。）するものです。
- (4) 当社は、本制度の実施のため設定したB I P信託（以下「本信託」という。）の信託期間が満了した場合、新たな本信託を設定し、または信託期間の満了した既存の本信託の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。

2. 本制度の概要

<本信託の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度の継続及び一部改定に関する承認を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を改定します。
- ③ 当社は、①における株主総会で承認を得た範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とする本信託の信託期間を延長します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①において株主総会で承認を得た範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当金は、他の当社株式と同様に支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、受益者は、株式交付規程に従い中期経営計画の各事業年度における会社業績指標の達成度に応じて一定のポイントの付与を受けます。対象期間終了後にかかるポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 業績目標の未達成等により信託期間満了時に生じた残余株式は、信託期間満了後、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、対象取締役等への交付等に活用され、残余株式以外の残余財産は株式取得資金として活用されます。
- ⑨ 信託期間満了後、本信託を終了する場合には、対象取締役等への交付等がなされた後の残余株式を本信託内で換価処分したうえで、信託金の累計額から株式の取得費用の累計額を控除した額（以下「信託留保金額」という。）を超過する部分は、当社及び対象取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各対象取締役等について定められる累積ポイント数（下記(5)に定める。）に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、下記(7)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

(1) 本制度の概要

本制度は、原則として、当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度を対象（以下「対象期間」という。）として、当該信託を通じて対象取締役等に当社株式等の交付等を行う制度です。本制度改定後の当初対象期間は、2027年3月31日で終了する事業年度から2031年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度とし、当社が本信託に拠出する対象取締役等の報酬額を原資として、本信託を通じて当社株式が取得されます。

(2) 本制度の一部改定に係る本株主総会決議

当社は、本株主総会において、対象取締役等の報酬として本信託に拠出する信託金の上限額及び対象取締役等に対して付与するポイント（下記(5)に定める。）の総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、下記(4)イによる本信託の継続を行う場合には、本株主総会で承認を受けた範囲内で、当社の取締役会の決議によって、信託期間の満了時に信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことを決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

対象取締役等は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経た上で、株式交付ポイント数（下記(5)に定める。）に相当する当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

- ① 制度開始日以降の対象期間中、対象取締役等として在任していること（制度開始日以降に新たに対象取締役等となった者を含む。）
- ② その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件で信託契約または株式交付規程に定めるもの

(4) 信託期間

ア 本制度改定後の当初の信託期間

2026年8月12日（予定）から2031年8月31日（予定）までの約5年間とします。

イ 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、原則として、その時点において当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度が新たな対象期間となり、当該新たな対象期間に対応する期間について本信託の信託期間を延長し、当社は延長された信託期間ごとに、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与及び当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

(5) 対象取締役等に交付等がなされる当社株式等の数の算定方法及び上限

本制度によって対象取締役等に対して交付等がなされる当社株式等の数及び金額は、対象取締

役等の役位及び業績目標の達成度等に基づき毎事業年度一定の時期に付与されるポイントの数により定まります。

対象取締役等に付与するポイントの総数の上限は、1事業年度あたり40万ポイントとします。業績目標の達成度は、当社の中期経営計画に掲げる経営指標及び株主価値指標等で評価するものとし、当該中期経営計画の対象期間中の各事業年度における経営指標及び株主価値指標（本制度改定後の当初対象期間においては、【①売上収益、②営業利益、③ROE】等）の目標達成度等に応じて、0～200%の範囲で決定の上、1ポイントにつき当社株式1株を交付します（1ポイント未満の端数は切り捨てます。）。

ただし、信託期間中に対象取締役等が退任した場合には、当該時点までに累積したポイント数に応じて、交付等を行う株式数が算定されます。なお、本信託からの当社株式等の交付等が困難な場合には、本制度と同様の算定方法に基づき、株式に替えて金銭を支給する株価連動報酬に代替することがあります。

また、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合は、分割比率・併合比率等に応じてポイントの数及び交付株式数の上限を調整します。

(6) 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を満たした対象取締役等は、原則として対象期間終了後（本制度改定後の当初対象期間については、2027年3月31日で終了する事業年度から5事業年度経過後の2031年7月頃）、所定の受益権確定手続を行うことにより、本信託から累積したポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する数の当社株式については、本信託内で換価処分したうえで、本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

対象期間中に退任した対象取締役等は、当該時点までに累積したポイント数に応じて算定される数の当社株式等について、退任後速やかに、本信託から交付等を受けるものとします。

(7) 本信託に拠出される信託金の合計上限及び本信託において対象取締役等に付与するポイントの総数の上限

信託期間内に本信託に拠出される信託金の合計額及び本信託において対象取締役等に付与するポイントの総数は、本株主総会決議において承認されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

本信託に拠出する信託金の合計上限額

1事業年度あたり400百万円

（本制度改定後の当初対象期間は、5事業年度を対象として2,000百万円）

対象取締役等に対して付与するポイントの総数の上限

1事業年度あたり40万ポイント

（本制度改定後の当初対象期間は、5事業年度を対象として200万ポイント）

本信託に拠出する信託金の合計上限額は、現在の対象取締役等の報酬水準を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しています。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本制度改定後の当初対象期間における本信託による当社株式の取得は、上記(7)の株式取得資金及び取得株式数の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

(9) クローバック条項等

対象取締役等による重大な不正・非違行為等が判明した場合には、当該取締役等に対して、付与済みのポイントの没収（マルス）、あるいは、当該取締役等に対して交付した当社株式等相当額の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

(10) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち対象取締役等に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(11) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

(12) 信託期間満了時の取扱い

信託期間満了後、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、残余株式は当該株式報酬制度における対象取締役等への交付等に活用され、残余金銭は株式取得資金として活用されます。

信託期間満了後、本信託を終了する場合には、残余株式を本信託内で換価処分したうえで、信託留保金額を超過する部分は、当社及び対象取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	対象取締役等に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	取締役のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	2024年8月9日(2026年8月12日付で変更予定)
⑧信託の期間	2024年8月9日～2031年8月31日（予定）
⑨制度開始日	2024年8月9日
⑩議決権行使	議決権は行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫信託金の上限額	2,000百万円（信託報酬・信託費用を含む。）
⑬株式の取得時期	2026年8月17日（予定）～2026年8月31日（予定）
⑭株式の取得方法	株式市場より取得
⑮帰属権利者	当社
⑯残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

以 上